

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

○告示  
○道路の区域を変更する件二件

三七九

## 告 示

### 福島県告示第五百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和七年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡浪江町大字棚塩 字中舂倉五四一番二地 先から 南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地先まで	変更前	A 五・三〇 B 二六・六〇	三、五一六・四
		変更後	A 四・九〇 B 二六・六〇 五・四〇 六七・〇	三、七七三・三 二、六五六・二

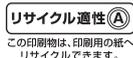
福島県告示第五百五十号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年八月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和七年八月十九日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡浪江町大字棚塩 字中舂倉五四一番二地 先から 南相馬市小高区浦尻字 北原八八番三地先まで	変更前	A 四・九〇 B 二六・六〇	三、七七三・三
		変更後	A 五・五〇 B 二六・六〇 五・四〇 六七・〇	三、一八八・三 二、六五六・二

(道路計画課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷